

(お知らせ)

平成27年8月7日  
保健福祉局  
(担当 保健福祉総務課 222-3366)

## いわゆるごみ屋敷対策における「弁明の機会の付与」の通知について

右京区内において、いわゆるごみ屋敷を生じさせている対象者に対し、平成27年7月21日付けで、平成27年8月3日を期限とする勧告を行っておりましたが、依然として、通行上の支障等が解消されていません。

これを受けて、本日、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）に基づく命令、行政代執行を視野に、「弁明の機会の付与」の通知を行いましたので、お知らせします。

なお、対象者に対しては、右京区役所と保健福祉局等が連携し、清掃への協力や健康相談（体温・血圧測定、熱中症予防の啓発等）、各種福祉制度の情報提供等を行うことで人間関係の構築を図り、支援を基本として取組を進めてきており、引き続き、粘り強く支援を続けてまいります。

### 1 対象者

50歳代の男性

### 2 場所

右京区内

### 3 概況（別紙1参照）

- (1) 通路幅約130cmの私道に高さ約200cm、南北約440cm、東西約90cmにわたって物を堆積させており、日常の通行に支障が生じているだけでなく、車いすを利用している近隣住民が車いすから降り、介助者の補助を受けなければ通行できないことに加え、避難の支障となり災害時に大きな被害が予想される状態となっている。
- (2) 老朽化したベランダに物を堆積させており、崩落した場合、近隣住民の通行に危険を生じさせる可能性がある状態となっている。

### 4 対象者への対応の経過

- (1) 条例施行前の平成21年12月に相談を受理して以降、区役所、消防署、土木事務所等が連携し、対象者に対して、市道及び私道上にある物の撤去について指導を行ってきたが、これに応じなかったため、撤去の予告を行ったうえで、平成24年6月に、道路法に基づき市道上に置かれた物の撤去を行った。しかし、私道上については権限がないことから撤去に至らなかった。
- (2) 条例施行後も、区役所と保健福祉局等が連携し、支援と指導のため59回訪問を行い、うち24回は接触できた。（平成27年8月6日現在）
- (3) 接触の際は、清掃・防火の指導に加え、清掃への協力や健康相談（体温・血圧測定、

熱中症予防の啓発等), 各種福祉制度の情報提供を行う等により, 人間関係の構築を図り, 支援を基本として取組を進めてきた。

(4) これまでの指導に対しては, 片付ける意思を示し, 自ら一定の片付けを行うこともある一方で, 再び物を持ち込むこともあり, 一進一退の状態が続いた。

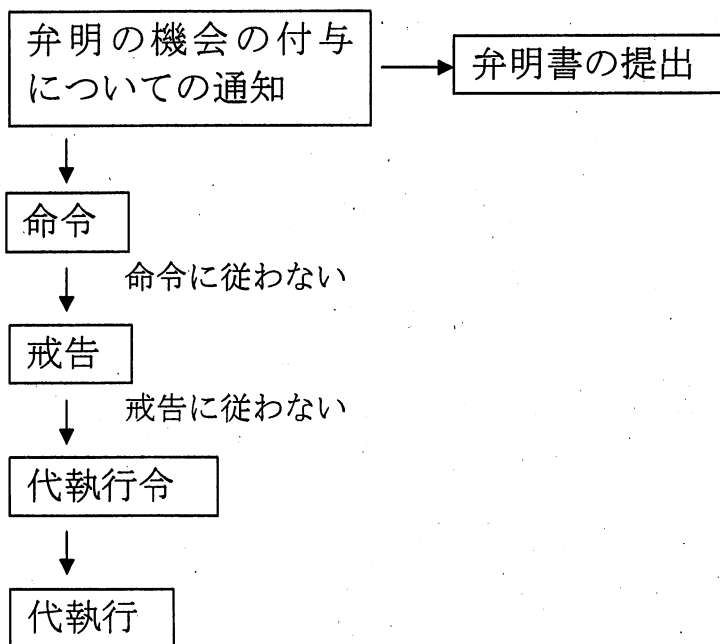
(5) このため, 平成27年7月1日付けで文書により指導(7月14日期限)を行うとともに, 平成27年7月21日付けで勧告(8月3日期限)を行ったが, 現在に至るまで, 車いすの利用等の通行上の支障は解消していない。

## 5 弁明の機会の付与の通知(別紙2参照)

8月20日までに弁明書を提出するよう通知した。

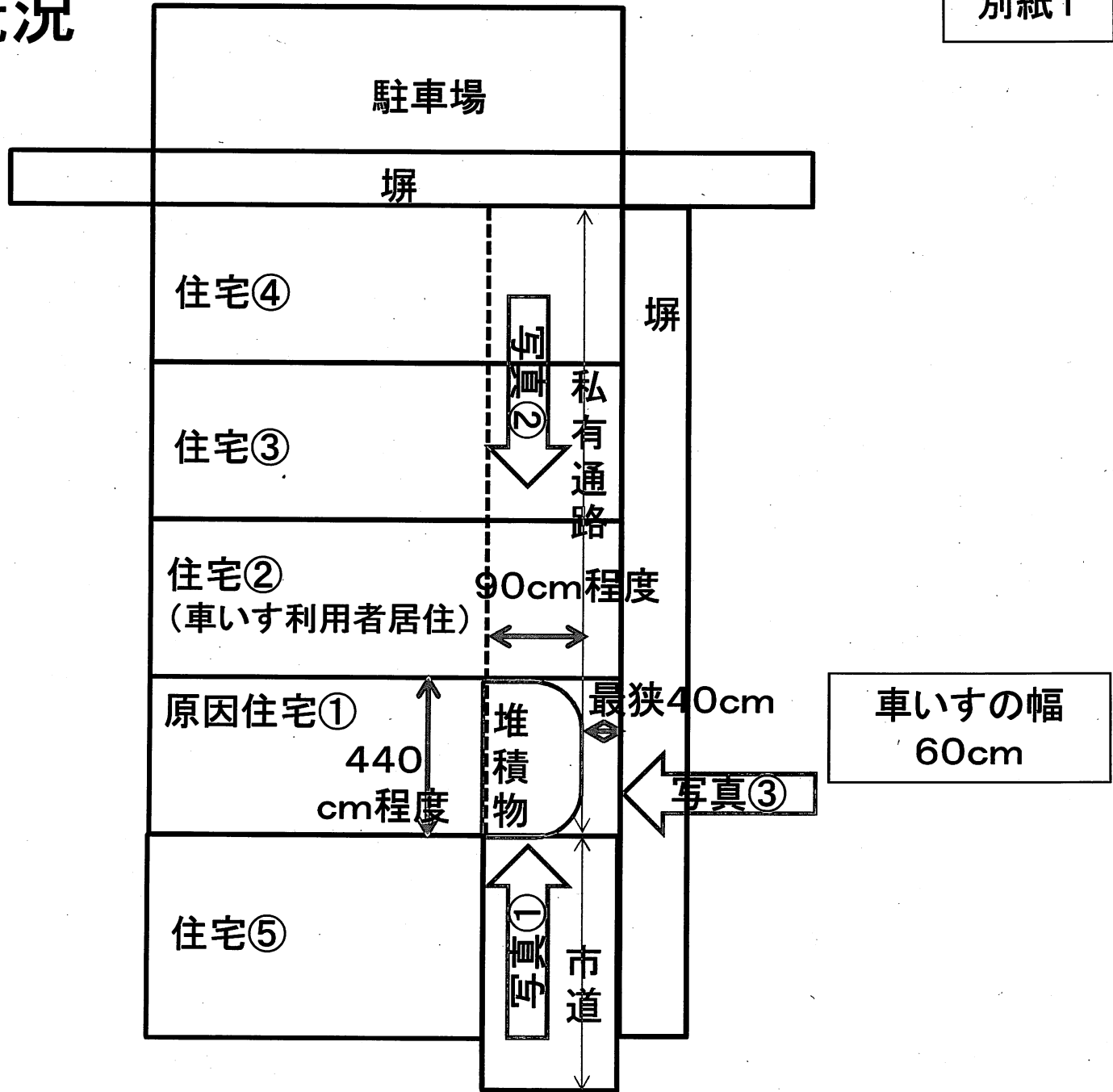
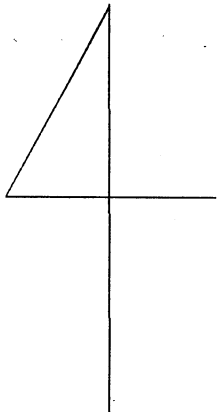
## 6 解決が図れない場合の対応

弁明の内容等を踏まえ, 有識者からの意見を聴取しながら, 条例に基づき, 次のとおり命令, 更には行政代執行を検討していくが, 引き続き, 解決が図れるよう粘り強く支援を行っていく。

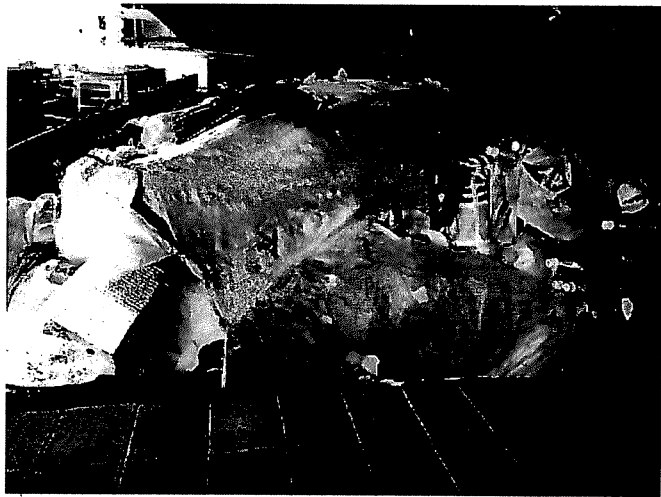


# 敷地概況

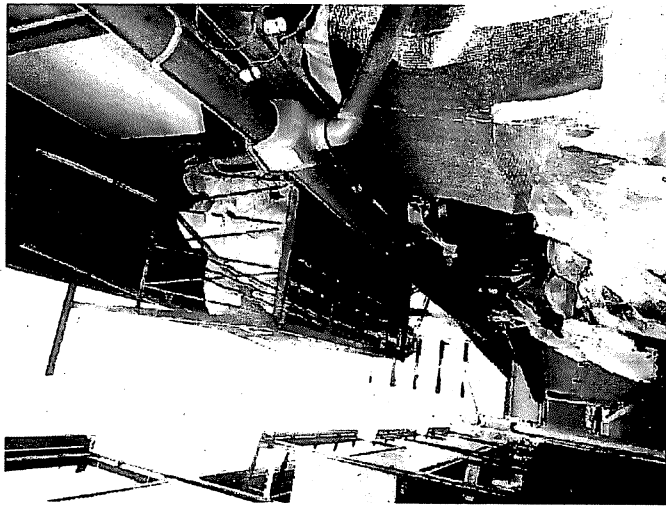
別紙1



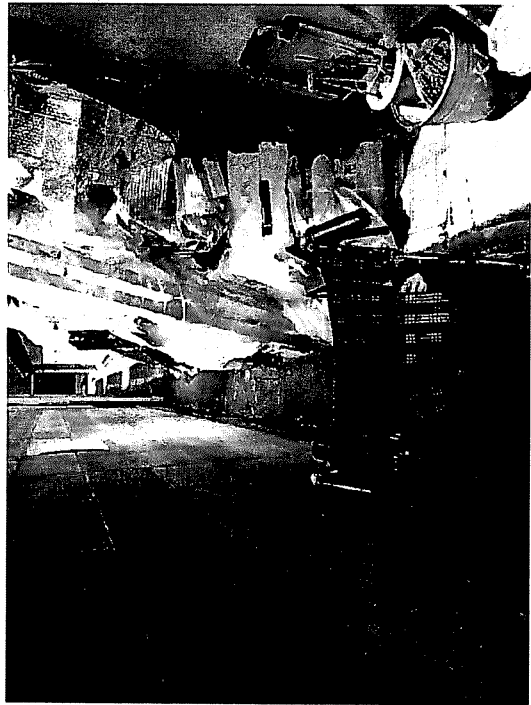
写真①



写真②



写真③



京都市達保福総第 3 号  
平成 27 年 8 月 7 日

京都市右京区  
様

京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町 488 番地  
京都市長 門川 大作

担当 保健福祉局保健福祉部  
保健福祉総務課

弁明の機会の付与について（通知）

あなたは、下記 1 の物により、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に定める不良な生活環境を生じさせています。

これまで不良な生活環境を解消するよう、平成 27 年 7 月 1 日付け京都市達保福総第 1 号により文書により指導を行うとともに、平成 27 年 7 月 21 日付け京都市達保福総第 2 号により勧告を行いましたが、現在に至るまで不良な生活環境は解消していません。

このため、あなたに対し、下記 2 のとおり不利益処分を行うことを予定しています。

つきましては、京都市行政手続条例第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば、下記 4 の提出先へ、提出期限までに弁明書を提出してください。

記

1 不良な生活環境を生じさせている物

京都市右京区 に所在する建築物（以下「本件建築物」という。）の東側に面する通路（以下「本件通路」という。）及び本件通路の上部に位置するベランダ（以下「本件ベランダ」という。）に堆積している物（以下「対象物」という。）

## 2 予定される不利益処分内容及び根拠となる条文の条項

### (1) 予定される不利益処分の内容

対象物を撤去することを求める旨の命令

### (2) 予定される不利益処分の根拠となる条例等の条項

条例第12条第1項

## 3 不利益処分の原因となる事実

(1) 本件通路上に対象物を本件建築物に接して、高さ約200cm、南北約440cm、東西約90cmにわたって堆積しており、本件建築物の北側に位置する3軒の居住者（以下「居住者」という。）の通行に支障を生じさせている。また、災害時には、居住者の避難に支障を生じさせる蓋然性が高い。

(2) 本件ベランダに対象物を堆積しており、本件ベランダが老朽化しているため、居住者の通行に危険を生じさせる可能性がある。

## 4 弁明書の提出先及び提出期限

### (1) 提出先

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

所属 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課（北庁舎3階）

電話 (075) 222-3366

### (2) 提出期限

平成27年8月20日

## 5 その他

代理人を選任する場合は、委任状を提出してください。

弁明書を提出するときは、証拠書類等を併せて提出することができます。

これまでから説明してきましたとおり、対象物を廃棄物として撤去する場合、あなたからの申し出があれば、撤去作業にご協力いたします。ご相談等がございましたら、ご来庁又はご連絡をお願いします。